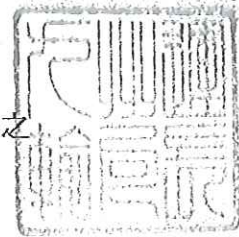




九運消情第6号-1
平成24年8月1日

社団法人 長崎県建設業協会
会長 谷村 隆三 殿

九州運輸局長
佐藤 尚之



優良運輸事業者の積極的活用について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、国土交通行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

運輸事業において最も優先すべきは、「安全安心」であり、また、環境対策に積極的に取り組んで社会的貢献を果たすのも運輸事業者の社会的使命でもあることから、九州運輸局といたしても「安全の確保」及び「環境対策」を最重要課題として取り組んでいるところです。しかしながら、規制緩和後、多数の新規事業者が参入したことより、事業者間において「安全」「環境」に対する意識・取組の差が拡大していると思われま

す。今年4月29日、関越自動車道において発生した高速ツアーバス事故にみられるように最低限の法的義務すら遵守せず、ずさんな運営を行っている事業者もあります。国土交通省としては、関係各署とも連携して厳正な監査を実施し、法令違反を確認すれば行政処分を行い、継続して指導・是正を図っているところですが、事業者数の多い中、対応が十分に及ばない面もあります。

このような状況の中で、関係事業者団体におかれましては、安全面や環境面で優良な事業者等を認定・認証する制度等が実施されております。九州運輸局としてもこれらの認定・認証制度等の意義を高く評価しているところですが、利用者には必ずしも十分に周知されていない状況と認識しております。利用者としてもこれらの優良認定・認証制度等を活用し、優良事業者等を積極的に選択・利用することは「安全安心」につながると考えられます。

ついては、九州運輸局では関係団体とともに「九州運輸局所管優良事業者等利用促進協議会」を設置し、運輸事業者と国が一体となって、これらの認定・認証制度等について広く周知を図るとともに、関連する情報を提供することにより、利用者に優良事業者等の選択を容易にし、その積極的な利用を促進していくことにしました。

これにより、運輸事業者においても「安全」「環境」に対する対策に向けた意識・取組の向上が図られ、より一層の運輸サービスの提供に繋がるものと期待されます。

つきましては、(別添)の各制度の趣旨を御理解いただき、当該優良運輸事業者の利用

を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。また、併せて機関誌や広報誌等を通じて関係者の皆様に幅広く周知していただきますよう、お願いいたします（周知文例を末尾に添付しています）。

※なお、優良事業者につきましては当運輸局ホームページにおきましても情報提供しております（本依頼分の内容についてもホームページに掲載しております。）。

「九州運輸局」で検索し、トップページから「優良事業者等認定・認証制度」（優良事業者を利用しましょう！）のバナーをクリックして下さい。（<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>）

（問い合わせ先）

九州運輸局交通環境部消費者行政・情報課 首藤・稲葉

電話：０９２－４７２－２３３３

広報誌において周知していただける場合の周知文例をご用意しました。ご参考になれば幸いです。

（周知文例）

優良運輸事業者の積極的活用について

九州運輸局では、関係事業者団体等が実施している安全面や環境面で優良な事業者を認定・認証する制度等について広く周知を図るとともに、関連する情報を提供することにより、優良事業者の選択を容易にし、その積極的な利用を働きかける取組を始めました。この取組により、運輸事業者においても「安全」「環境」に対する対策に向けた意識・取組の向上が図られ、より一層の運輸サービスの提供に繋がるものと期待されます。

つきましては、各認定・認証制度の趣旨をご理解いただき、運輸事業者を利用する際には参考にさせていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、優良運輸事業者と法令違反等により行政処分を受けた事業者については、九州運輸局のホームページにて情報提供しております。

「九州運輸局」で検索し、トップページから「優良事業者等認定・認証制度」及び「行政処分状況」をクリック願います。

「優良事業者を利用しましょう！」 <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>

「九州運輸局行政処分状況」

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/body.htm>

「国土交通省処分歴検索サイト」 <http://www3.mlit.go.jp/>